

大口町ホームステイボランティア登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ホームステイを希望する外国人（以下「外国人」という。）を、町民が自ら家庭に一定期間宿泊又は滞在させ、交流を深めるホームステイボランティアを登録制度として実施することにより、草の根レベルの国際交流及び国際理解の推進を目的とする。

(活動内容)

第2条 この要綱におけるホームステイ活動の内容は、善意と自由意志及び自己責任により無報酬で行う活動とする。

2 次の各号の一つに該当するホームステイ活動については、この要綱の対象としない。

- (1) 営利を目的とするホームステイ活動
- (2) 政治又は宗教に係わるホームステイ活動
- (3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害する恐れのあるホームステイ活動
- (4) 特定の個人又は団体の利害に著しい影響を及ぼす恐れのあるホームステイ活動

(登録)

第3条 ホームステイボランティアの登録を希望する者は、大口町ホームステイボランティア登録申込書（別記様式）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申込書の内容を確認し、適当と認めたときはその者を大口町ホームステイボランティア登録者（以下「登録者」という。）とする。

3 町長は、登録者から辞退の申し出があったとき及び前条第2項に該当する事実を確認したときは、登録を取り消すものとする。

(紹介及び依頼)

第4条 登録者の紹介を希望する個人及び団体の責任者（以下「依頼者」という。）は、外国人の氏名、年齢、住所、連絡先、滞在期間、滞在目的等を明らかにした書類を滞在希望日の概ね1月前までに、町長へ提出しなければならない。

- 2 前項の規定により依頼者から書類が提出されたときは、町長は速やかに関係資料をつけて登録者に外国人を紹介しなければならない。
- 3 依頼者及び登録者は、この要綱におけるホームステイ活動の趣旨を理解するとともに、外国人に対して自己の利益に資するような言動や無理な協力を強いてはならない。

(危険負担)

第5条 登録者、依頼者及び外国人がホームステイ活動中に被った損害について、大口町は賠償の責を負わない。

第6条 この要綱に定めるもののほか、ホームステイボランティア登録制度の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成14年大口町告示第89号)

この要綱は、告示の日から施行する。